社会福祉法人宝達志水町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償規程

令和５年１０月２日

社協規程第７号

(趣　旨)

第１条　この規程は、社会福祉法人宝達志水町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償について、必要事項を定めるものとする。

（報　酬）

第２条　本会役員等の報酬は、別表第１のとおりとする。ただし、本会職員及び地方公共団体の職員であるものについては、報酬を支給しない。

（報酬の支給方法）

第３条　報酬の支給日は会長が定める。

２　月額報酬を受けるものが月の途中において就任した場合はその日から、月の途中において任期が満了し、辞任し、又は死亡した場合はその日までの分に対して、それぞれの月の報酬を日割り計算により支給する。

(費用弁償の額）

第４条　役員が、会議等に出席したときまたは職務のため旅行したときは、本会就業規則第３２条に基づき交通費に相当する額を弁償する。

２　町内交通費の費用弁償の支給については公共交通機関運賃の相当額とする。

（公　表）

第５条　本会は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改　廃）

第６条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補　則)

第７条　この規程に定めていない事項について必要があるときは、会長がこれを定める。

　附　則

１　この規程は、平成１７年３月１日から施行する。

２　第２条第２項に定める費用弁償の額は当分の間、一人１回1,000円を限度とする。

　　　附　則　（平成２１年社協規程第２号）

１　この規程は、平成２１年７月１日から施行する。

　　　附　則　（平成２３年社協規程第３号）

１　この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

　　　附　則　（平成２８年社協規程第４号）

１　この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

　　　附　則　（平成３０年社協規程第５号）

１　この規程は、平成３０年６月２２日から施行する。

　　　附　則　（令和元年社協規程第６号）

１　この規程は、令和元年５月３０日から施行する。

　　　附　則　（令和５年社協規程第７号）

１　この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 区　分 | 報酬の額 |  |
| 会　長 | 月　額　１３０，０００円 |
| 常務理事 | 月　額　１００，０００円 |
| その他の理事 | 出席１回　　３，０００円 |
| 監　事 | 監査会に出席したときは、１回  ５，０００円（公認会計士、税理士等専門知識を有する者については１回１０，０００円）を支給する。  理事会及び評議員会に出席した  ときは、１回３，０００円を支  給する。 |
| 評議員 | 出席１回　　３，０００円 |

※ただし、常務理事が事務局長を兼務する場合の報酬は月額２６０，０００円とし、報酬の支給方法、手当等については、正職員の例による。